

財産承継の成功事例から学ぶニュースレター

NEWSLETTER

2023.10. Vol.164

財産承継 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『長年考え続けた自身亡き後の希望と、子供たちへの思いを付言した、公正証書遺言作成サポート』
- ・引き出しメモ・・・『遺言書の付言事項とは？』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 榮一朗事務所
Change&Revival 株式会社
代表 銚立 榮一朗

事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引士
ビジネス法務エキスパート®

1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：子育て、ソロキャンプ

<ごあいさつ>

こんにちは。
財産承継コンサルタント／行政書士の銚立です。

円滑な財産承継を実現する手法として、遺言や生前贈与と並び注目され、近年普及が進んでいる家族信託。

この度、家族信託を検討されていて、情報を集めている方のために、家族信託のメリット・デメリット、スキームなどの基本的知識、手続きの流れ・方法、具体的事例についてわかりやすく解説した Web ページを当事務所のホームページに公開しました。

ぜひ一度ご覧いただければと思います。



https://www.hokodate-jimusyo.com/gyoumu_flow/kazokushintaku.html



<サポート事例>

『長年考え続けた自身亡き後の希望と、子供たちへの思いを付言した、公正証書遺言作成サポート』

9年前にお母様がお亡くなりになった際に、相続手続きをサポートさせていただいたA.N様。以来、個人的に年賀状のやり取りをさせていただいていました。

今年の6月頃、「自分の遺言書を作成しようと思って」と久しぶりにお電話をいただきました。

A.N様には、同じ建物に住む別世帯の長女様と、長期間疎遠となっている長男様がいらっしゃいます。預貯金の一部を長男に、それ以外の預貯

金と自宅（借地権付き建物）を長女に相続させたい、との希望をお持ちになっていました。

また、9年前にお亡くなりになったお母様が遺した遺言書には、家族への思いを具体的に綴った付言事項が記載されていたことから、A.N様の遺言書にも、長年考え続けたご自身亡き後の希望と、子供たちへの思いを付言することになりました。

当事務所では、長女様・長男様の戸籍の収集、都税事務所にて借地権の評価を行い、また、A.N様の思いを付言として文章化し、遺言書の案文を作成。

公証役場との調整を経て、A.N様の公正証書遺言の作成をサポートさせていただきました。

つづき↓

<お客様の声>

「信金さんに良い人を紹介されて、この方に安心して次のことも相談できると思いました」(東京都練馬区 A.N 様 85 歳)

——当初、どのようなことでお困りだったのですか？

自分のこともきちんとしておかないと、と母が亡くなってからずーっと思っていました。

ここにきて、体調を悪くして、家でひっくり返ってから、いよいよ(遺言書を作成する準備を)始めないといけないと思って、先生に連絡させていただきました。

母の(相続の)ときに、信金さんに良い人を紹介されて、この方に安心して次のことも相談できると思って。

——実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

本当にありがとうございました。先生のおかげで、私が考えていたことを形にすることができました。

——どんな人が当事務所を活用すると良いと思いますか？

一人で悩んでいる人で、人生を真剣に考えている人。もしそういった人がいれば、先生を紹介させていただきます。

<引き出しメモ>

『遺言書の付言事項とは？』

遺言書は、自分の財産の遺し方を記す大切な文書です。その中に、「付言事項」というものを記すことがあります。

これは、法的な効力は持たないけれども、自分の希望や思いといった考えを遺言書に書き記す部分になります。

例えば、相続人に対して、感謝の意や思い出、遺産の用途などを記すケースがあります。

それ以外にも、遺言書の内容が相続人間で平等でない場合、その理由を付言しておくことも重要です。これにより、相続人たちが遺言の意図を理

解しやすくなり、納得感が得られることがあるからです。なぜそのような分配としたのか。それを理解してもらう上で、付言事項は大切な要素となります。

一方で、遺言書を作成する際、高齢や健康状態が悪化している場合など、自分の希望や思いを本人が文章にするのが難しいことがあります。そのような場合は、行政書士や弁護士などの専門家に依頼すれば、本人の言葉をヒアリングしたうえで、付言の文章化をサポートしてくれます。

自分の希望、思いを、家族にしっかりと伝えたい。そんな方は、遺言書の付言事項を活用すると良いでしょう。

<編集後記>

先日、10 数年ぶり(?)にソロキャンプに行ってきました。場所は奥多摩の氷川キャンプ場。都会の喧騒から離れて、自然の中に身を置くことで得られるリフレッシュ効果は本当に素晴らしいものですね。焚火の炎と川のせせらぎの音に癒されながら、久しぶりに一人の時間を楽しみました。一回行くと、欲しいキャンプグッズが次々と。これからどっぴりキャンプ沼にはまりそうです(笑)。

行政書士 銚立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の「ハッピーな将来を実現する」お手伝いしております。

<主要業務>

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買 家族信託
成年後見 貸地・借地 家庭の資金繰りサポート

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎社内研修、顧客向け講演会・セミナー等の講師

についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っている
- 経営の問題で困っている
- お客様の問題解決の支援をしたい

お気軽に
ご連絡ください!

行政書士
銚立榮一朗事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE
Change&Revival 株式会社
宅地建物取引業免許 東京都知事(3)第94647号

〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <https://www.hokodate-jimusyo.com> >> **銚立 事務所** **検索**

ネットからも本紙を
見るができます。

詳しくはこちら →



または、「サポート通信オンライン」で検索
<https://hokodate-jimusyo.com/news.html>

* 送付先の変更をご希望の場合は、お気軽に当事務所までご一報ください!